

消費税率引き上げに伴う 各種料金などの引き上げについて

令和元年10月から消費税率が8%から**10%**に改正されることに伴い、消費税の課税対象となる各種料金等について、消費税など相当額の引き上げを行います。

料金を改正する施設などは次のとおりです。詳細は関係担当課にお問い合わせください。

・やすらぎ苑の使用料	住民保健課
・ふれあいセンターの部屋及びゲートボール場の使用料	子ども家庭課
・介護予防施設「ばらの里」の入館料及び会議室の使用料・照明料	保健センター
・保健センター調理教室等の使用料	
・法定外公共物にかかる産出物採取料金	建設課
・不燃物及び産業廃棄物の処理手数料	産業環境課
・産業会館各会議室の使用料	
・下水使用料の基本料金及び超過料金	上下水道課
・水道料金の基本料金及び従量料金	
・水道の加入金	
・各小中学校の屋内及び屋外運動場の使用料	生涯学習課
・ごうど中央スポーツ公園、町民体育館などの体育施設、トレーニングルーム等の使用料・照明料	
・中央公民館及び下宮地区公民館の各部屋の使用料	中央公民館
・神戸町日比野五鳳記念美術館の観覧料及び展示室の使用料	
・生涯学習室の使用料	
・図書館の多目的ホール等の使用料	図書館



▲ごうどローズスタジアム



▲日比野五鳳記念美術館

福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

母子家庭・父子家庭の福祉医療費受給者証をお持ちの方は更新のお手続きが必要となります。10月中旬に郵送する申請書などに必要事項を記入し、お手続きを行ってください。

日 時 10月25日(金)8:30～20:00
10月28日(月)～10月31日(木)8:30～17:30
(土日は除きます)

場 所 住民保険課 保険年金係(②番窓口)

持 ち 物 ・申請書 ・福祉医療費受給者証
・印鑑(朱肉を使うもの)
・受給者の方の健康保険証のコピー
(申請書の記載と異なる場合)
・受給者の方の個人番号が分かるもの
・受給者の方の身分証(運転免許証など)



住民保険課 ☎ 27-0174